破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７５号
神戸市西区平野町堅田420番地
債務者　株式会社大西組
代表者代表取締役　大西　利宜
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　豊起
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
兵庫県明石市貴崎２丁目３番１号
債務者　大利建設株式会社
代表者代表取締役　大西　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　豊起
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
大分市大字佐賀関1380番地の２
債務者　株式会社木村組
代表者代表取締役　木村　憲一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
京都府亀岡市篠町馬堀北垣内48番地２
債務者　有限会社バードヒル
代表者代表取締役　鳥山　喜夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１７５４号
名古屋市緑区大高町字西千正坊21番地
債務者　株式会社ジョビ・ディア
代表者代表取締役　田中美佐代
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　光広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市葵町１丁目４番45号
債務者　マルタカ運輸株式会社
代表者代表取締役　木戸ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
金沢市泉本町１丁目57番地
債務者　池島建設株式会社
代表者代表取締役　池島　春治
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雅代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後１時30分
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６５号
岡山県総社市黒尾640番地の２
債務者　白神測販有限会社
代表者代表取締役　白神　章三
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
埼玉県東松山市材木町６番25号
債務者　株式会社イマジン
代表者代表取締役　田中　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２４８号
京都府長岡京市神足七ノ坪16番地の２
債務者　有限会社衣笠製作所
代表者代表取締役　西堀　博士
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８０号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
債務者　株式会社ビオルネ
代表者代表取締役　藤田　二郎
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　久夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４号
山形県米沢市門東町１丁目３番46号
債務者　有限会社ワイオーケー
代表者取締役　吉沢章仁郎
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前10時20分
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４０号
茨城県北茨城市中郷町日棚字宝壺644番地42
債務者　有限会社小林製作所
代表者取締役　小林　政明
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　好信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後１時30分
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４９４号
東京都中央区東日本橋１丁目３番９号
債務者　有限会社エイ・ケイ・ファクトリー
代表者代表取締役　久米　章夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２９６号
奈良県葛城市長尾313番地８
債務者　庄司　照生
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　　達
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係